

あなたの家は大丈夫？

災害に備え、わが家の耐震補強やブロック塀の見直しをしませんか。市の補助制度を紹介します。

☎建築住宅課 ☎36-7184

※申請方法や補助対象に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。建築住宅課へお問い合わせください。



住宅の耐震補強工事を補助

対象／昭和56年5月以前に建てられた、または建設中だった木造住宅

【必要な手続き】

- ①市が専門家(静岡県耐震診断補強相談士)を派遣し、耐震診断を実施。住宅が地震に対してどの程度の耐力があるのかを調査し、結果を説明(電話で随時受け付け)。
- ②どのように補強していくのかを検討し、耐震補強工事を行うための計画を策定。計画を基に、工事を実施。

補助額／一般世帯▷90万円(上限)

高齢者等世帯▷110万円(上限)

※計画の策定から工事までを、年度内に完了させてください。

※在宅避難のための工事として、必要な条件に当てはまる場合は、15万円の上乗せ補助があります。

一般ブロック塀の撤去を補助

対象／地震により倒壊・転倒の危険性があるブロック塀で、次のいずれかに該当するもの

◎道路に面する、高さ60cm以上のもの

◎市が管理する公園に面する、高さ60cm以上のもの

◎避難地または避難所に面する、高さ60cm以上のもの

※全て、基礎および擁壁を除く高さ。

補助額／「撤去にかかる費用」と「撤去するブロック塀の延長に基準額(1mあたり9,200円)を掛けたもの」を比較して、いずれか少ない額の2分の1以内(上限10万円)

通学路沿いブロック塀の撤去を補助

対象／小学校の通学路沿いに存在するブロック塀で、次の全てに該当するもの

◎基礎および擁壁を除く高さ60cm以上のもの

◎地震により倒壊・転倒の危険性がある道路に面するもの

◎学校から概ね300mの範囲に存在するもの

補助額／「撤去にかかる費用」と「撤去するブロック塀の延長に基準額(1mあたり2万円)を掛けたもの」を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内(上限26万6,000円)

5つの点検項目で、家のブロック塀を確認しましょう！

- 塀は高すぎないか ▷地盤から2.2m以下ですか？
 - 塀の厚さは充分か ▷10cm以上ですか？
(高さが2mを超え2.2m以下の場合、15cm以上)
 - 控え壁があるか(高さが1.2mを超える場合) ▷塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がありますか？
 - 基礎があるか ▷コンクリートの基礎がありますか？
 - 塀の状態 ▷傾いたり、亀裂が入っていませんか？
- ▶上のチェックが1つでも当てはまれば、地震による倒壊の危険性が高い「危険なブロック塀」です。撤去や改善を検討してください。



倒壊したブロック塀(提供:静岡県)